

岡田 崇 Okada Takashi 弁護士

大阪弁護士会所属(51期)。日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会委員。消費者センターやIT企業の顧問を務める。インターネットに関連する消費者問題に取り組む。

## 暗号資産 (仮想通貨)

暗号資産とはどのようなものでしょうか。仮想通貨から呼び方が変わった背景など解説します。

### 暗号資産(仮想通貨)

仮想通貨とは一般的に通貨に代わるネットワーク上の電子的な決済手段のことをいいます。最近、暗号資産と呼ばれるようになりました。

暗号資産の種類としては、2,351種類(2019年10月30日現在)で総額2536億ドルを超えています\*1。

主な暗号資産としては、ビットコイン、ビットコインキャッシュ、イーサリアム、イーサリアム・クラシック、ライトコイン、リップル、モナコインなどがあります。

暗号資産に用いられる技術として特徴的なのはブロックチェーンです。取引などのデータを参加者相互で共有しながら、正しい取引情報の束(ブロック)をチェーンのように繋いで蓄積していくしくみであり、参加者が相互に同一のデータを持ち合うことで、ブロックチェーン内部のデータは相互に整合性が取られ、改ざんが困難な状態で保持されています。

暗号資産は従来の通貨とは違い、実体を持たず、電子的に記録・移転されます。暗号資産は、特定の国に属さないうえ、銀行システムなど第三者の仲介を必要とせず電子的な送金が瞬時にできることから、海外送金に暗号資産やブロックチェーンのしくみを使おうという動きが世界中で起こっています。

代表的なデジタル・プラットフォームの1

つであるFacebookは独自の暗号通貨Libra(リブラ)の発行計画を発表しています。米ドル、ユーロ、日本円、英ポンド、シンガポールドルと連動することであり、発行されることになれば決済手段として有用なものとなりそうです。

### 従前の法的取扱いと問題点

日本では、2016年改正の資金決済法で法的には「1号仮想通貨」「2号仮想通貨」の2つに大別して定義されました。1号仮想通貨は、①物品の購入・借り受けまたはサービスの提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用できること ②不特定の者を相手方として購入・売却ができる財産的価値であること ③電子機器その他の物に電子的方法により記録されていて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの ④日本および外国の通貨、ならびに通貨建資産ではないこと、の要件をすべて満たすものと定義され、また、2号仮想通貨は、①不特定の者を相手方として1号仮想通貨と相互に交換ができる財産的価値であること ②電子情報処理組織を用いて移転することができること、の要件をすべて満たすものと定義されています。また、仮想通貨交換業者については登録制が導入されました。

しかしながら、従来の「仮想通貨」という呼び方は、既存の法定通貨と紛らわしく、誤解を招くことから、G20などの国際会議では、仮想

\*1 <https://coinmarketcap.com/>

通貨(virtual currency)ではなく、暗号資産(crypto asset)の呼び方を用いることになり、定着してきました。

また、2016年改正資金決済法施行(2017年4月)以降、日本では仮想通貨の市場が拡大してきましたが、仮想通貨交換業者に対する不正アクセスによる仮想通貨の流出事例が頻発しています。また、仮想通貨は通貨の代わりに用いる交換手段というよりは投機対象として扱われており、仮想通貨の証拠金取引は、国内の仮想通貨の取引の約8割を占めるといわれています。そこで、仮想通貨を用いたデリバティブ取引(証拠金取引)、市場操作等の不正な取引、ICO(企業等が電子的にトークン(出資の証となるもの)と呼ばれるものを発行して資金調達を図るもの)などへの対応が必要となってきました。

## 2019年改正法の概要

このようなことから、資金決済法および金融商品取引法(以下、金商法)が2019年5月31日に改正されました。改正法の主な概要は次のとおりです。

- ① 仮想通貨から暗号資産に呼び方が変わります。
- ② 顧客から預かった金銭については、信託銀行等に信託を行うことを義務づけられます。
- ③ 交換業者が預かった暗号資産については、原則として信頼性の高い方法(コールドウォレット\*2等)で管理することが義務づけられます。
- ④ 他人のために暗号資産の管理をすること(カストディ業務)が暗号資産交換業者の定義に追加されます。いわゆるオンライン・ウォレットを提供する業者についても、規制対象である暗号資産交換業者に含まれることとなります。
- ⑤ ICOで発行されるトークンについて、電子記録移転権利という概念を金商法に導入し、他

方、資金決済法の暗号資産から電子記録移転権利を除外します。これによりトークンが電子記録移転権利に該当する場合には金商法が適用され、これに該当しない場合は、トークンの性質に応じて、資金決済法上の暗号資産、資金移動業または前払式支払手段にかかる規制が適用されるというかたちで、適用に関するルールが明確化されます。電子記録移転権利とは、電子情報処理組織を用いて移転することができる電子的方法により記録された財産的価値に表示される金商法第2条2項各号に掲げる権利をいい、有価証券に該当します。

⑥ 金商法の「金融商品」の定義に暗号資産が、「金融指標」の定義に暗号資産の価格や利率等がそれぞれ追加され、暗号資産の証拠金取引も金商法の規制対象となります。これにより、暗号資産を原資産とし、その暗号資産の価格や利率等を参照指数とするデリバティブ取引を業として行うことが金融商品取引業に該当するものとされ、取引態様に応じて、業規制(登録制)や行為規制がなされるようになります。

⑦ 一定の規定で暗号資産を金銭とみなすとされ、暗号資産により出資がなされる集団投資スキームも金商法の適用対象となることが明確化されます。なお、仮想通貨による購入であっても実質的に法定通貨による購入と同視されるスキームについては改正法施行前でも金商法の適用対象です。

⑧ 暗号資産の売買、デリバティブ取引について、相場操縦行為等の不正な取引が規制されます。

以上のうち、①～④が資金決済法、⑤～⑧が金融商品取引法です。

2019年改正法は6月7日に公布され、1年以内に施行されます。

\*2 インターネットに繋がっておらず、送金を行う秘密鍵がオフライン環境に保管されているもの。